

道路交通法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月12日

香川県公安委員会委員長 田 岡 敬 造

香川県公安委員会規則第1号

道路交通法施行細則等の一部を改正する規則

(道路交通法施行細則の一部改正)

第1条 道路交通法施行細則(平成12年香川県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(交通規制の対象から除外する車両)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>駐車禁止並びに時間制限駐車区間及び高齢運転者等専用時間制限駐車区間(以下「駐車禁止等」という。)</u>の規制の対象から除く車両(駐車禁止の場所が車両の通行を禁止している道路の区間にある場合には、当該通行禁止の区間を通行することが認められている車両に限る。)</p> <p>ア～オ 略</p> <p>カ 次に掲げる車両で、公安委員会が交付した別記様式第2号の<u>駐車禁止等除外指定車</u>の標章を掲出しているもの</p> <p>(ア)～(セ) 略</p> <p>キ 次に掲げる車両で、公安委員会が交付した別記様式第3号又は別記様式第4号の<u>駐車禁止等除外指定車</u>の標章(他の都道府県公安委員会の交付に係るものを含む。)を掲出しているもの</p> <p>(ア)～(オ) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 公安委員会は、第2項の規定による申請に係る車両について、通行禁止又は<u>駐車禁止等の規制</u>の対象から除外する必要があると認めるときは、次に定めるところにより、標章を交付するものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>5～11 略</p> <p>(駐車の許可)</p> <p>第10条 法第45条第1項ただし書又は法第49条の5の規定により警察署長が</p>	<p>(交通規制の対象から除外する車両)</p> <p>第4条 法第4条第2項後段の規定により交通の規制の対象から除外する車両は、道路標識等により表示するもののほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>駐車禁止及び時間制限駐車区間</u>の規制の対象から除く車両(駐車禁止の場所が車両の通行を禁止している道路の区間にある場合には、当該通行禁止の区間を通行することが認められている車両に限る。)</p> <p>ア～オ 略</p> <p>カ 次に掲げる車両で、公安委員会が交付した別記様式第2号の<u>駐車禁止・時間制限駐車区間除外指定車</u>の標章を掲出しているもの</p> <p>(ア)～(セ) 略</p> <p>キ 次に掲げる車両で、公安委員会が交付した別記様式第3号又は別記様式第4号の<u>駐車禁止駐車区間除外指定車</u>の標章(他の都道府県公安委員会の交付に係るものを含む。)を掲出しているもの</p> <p>(ア)～(オ) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 公安委員会は、第2項の規定による申請に係る車両について、通行禁止又は<u>駐車禁止及び時間制限駐車区間</u>の対象から除外する必要があると認めるときは、次に定めるところにより、標章を交付するものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>5～11 略</p> <p>(駐車の許可)</p> <p>第10条 法第45条第1項ただし書又は法第49条の2第5項の規定により警察</p>

行う駐車の許可は、当該許可に係る申請が、次の要件を満たす場合に限り認めるものとする。

(1)～(9) 略

2～8 略

9 第7条第3項、第5項、第8項及び第9項の規定は、駐車の許可について準用する。この場合において、同条第3項中「前項の申請書」とあるのは「第10条第2項の申請書」と、同条第5項中「通行しようとする通行禁止道路」とあるのは「駐車しようとする駐車禁止規制場所等」と、「法第8条第2項」とあるのは「法第45条第1項ただし書又は法第49条の5」と、同条第8項中「許可証及び標章」とあるのは「許可証」と、「第2項の申請書」とあるのは「第10条第2項の申請書」と、「第2項及び第3項」とあるのは「第10条第2項本文及び第3項並びに同条第9項において読み替えて準用する第7条第3項」と、同条第9項中「許可証及び標章」とあるのは「許可証」と、「第2項」とあるのは「第10条第2項」と、「交番」とあるのは「同条第3項に規定する交番」と読み替えるものとする。

(高齢運転者等標章の申請等)

第10条の2 施行規則第6条の3の2第1項及び第6条の3の4の規定による提出並びに施行規則第6条の3の3の規定による届出は、当該提出又は届出を行う者の住所を管轄する警察署長を経由して行わなければならない。

(高齢運転者等標章の返納の手続)

第10条の3 法第45条の2第4項の規定による返納は、高齢運転者等標章の交付を受けた者の住所を管轄する警察署長を経由して行わなければならない。

(保管した車両に係る報告徴収等の手続)

第11条 略

別表第1 (第4条関係)

障害の区分	障害の級別	重度障害の程度
略		
ヒト免疫不全ウィ	略	

署長が行う駐車の許可は、当該許可に係る申請が、次の要件を満たす場合に限り認めるものとする。

(1)～(9) 略

2～8 略

9 第7条第3項、第5項、第8項及び第9項の規定は、駐車の許可について準用する。この場合において、同条第3項中「前項の申請書」とあるのは「第10条第2項の申請書」と、同条第5項中「通行しようとする通行禁止道路」とあるのは「駐車しようとする駐車禁止規制場所等」と、「法第8条第2項」とあるのは「法第45条第1項ただし書又は法第49条の2第5項」と、同条第8項中「許可証及び標章」とあるのは「許可証」と、「第2項の申請書」とあるのは「第10条第2項の申請書」と、「第2項及び第3項」とあるのは「第10条第2項本文及び第3項並びに同条第9項において読み替えて準用する第7条第3項」と、同条第9項中「許可証及び標章」とあるのは「許可証」と、「第2項」とあるのは「第10条第2項」と、「交番」とあるのは「同条第3項に規定する交番」と読み替えるものとする。

(保管した車両に係る報告徴収等の手続)

第11条 略

別表第1 (第4条関係)

障害の区分	障害の級別	重度障害の程度
略		
ヒト免疫不全ウィ	1級から3級までの	

ルスによる免疫機能障害		
肝臓機能障害	1級から3級までの各級	特別項症から第三項症までの各項症

別記様式第2号 (第4条関係)

(表)

駐車禁止等除外指定車	第 号
	年 月 日
_____ 使用中	
車両番号 _____ 号	
除外する区域 又は道路の区間 _____	
有効期限 _____ 年 月 日まで	
	香川県公安委員会 印

(裏)

注意事項

- この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。
- この標章は、被交付者が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用できません。
- この標章を使用する場合は、車両の前面の見やすい箇所に掲出してください。
- 現場において、警察官等の指示があった場合には、その指示に従ってください。
- この標章を不正に使用した場合には返納を求めることがあります。
- 次の場合は、この標章（(2)の場合は発見した標章）を速やかに返納してください。
 - 有効期限が経過したとき。
 - 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見したとき。
 - 使用する必要がなくなったとき。

被交付者等
住所 _____ 氏名 _____

備考

- 用紙の地の色彩は白色とし、文字の色彩は黒色とする。ただし、特に必要がある場合には、記載内容の視認性を損なわない範囲で白色以外の地色又は地紋入りの用紙を用いることができる。
- 用紙の大きさは、日本工業規格B列6番とする。

ルスによる免疫機能障害	各級	
-------------	----	--

別記様式第2号 (第4条関係)

(表)

駐車禁止等除外指定車	第 号
	年 月 日
_____ 使用中	
車両番号 _____ 号	
除外する区域 又は道路の区間 _____	
有効期限 _____ 年 月 日まで	
	香川県公安委員会 印

(裏)

注意事項

- この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。
- この標章は、被交付者が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用できません。
- この標章を使用する場合は、車両の前面の見やすい箇所に掲出してください。
- 現場において、警察官等の指示があった場合には、その指示に従ってください。
- この標章を不正に使用した場合には返納を求めることがあります。
- 次の場合は、この標章（(2)の場合は発見した標章）を速やかに返納してください。
 - 有効期限が経過したとき。
 - 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見したとき。
 - 使用する必要がなくなったとき。

被交付者等
住所 _____ 氏名 _____

備考

- 用紙の地の色彩は白色とし、文字の色彩は黒色とする。ただし、特に必要がある場合には、記載内容の視認性を損なわない範囲で白色以外の地色又は地紋入りの用紙を用いることができる。
- 用紙の大きさは、日本工業規格B列6番とする。

別記様式第3号（第4条関係）

（表）

<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">駐車禁止等除外指定車</div> (身体障害者使用車) _____ 使用中 車両番号 _____ 号 その他、この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両 <u>運転者の連絡先等一覧表</u> 別添のとおり 有効期限 年 月 日まで	第 号 年 月 日
香川県公安委員会 印	

（裏）

注意事項

- 1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。
- 2 この標章は、被交付者が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用できません。
- 3 この標章を使用する場合は、運転者の連絡先等一覧表とともに車両の前面の見やすい箇所に掲出してください。
- 4 現場において、警察官等の指示があった場合には、その指示に従ってください。
- 5 この標章を不正に使用した場合には返納を求めることがあります。
- 6 次の場合は、この標章（(2)の場合は発見した標章）を速やかに返納してください。
 - (1) 有効期限が経過したとき。
 - (2) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見したとき。
 - (3) 使用する必要がなくなったとき。

被交付者等
 住所 _____ 氏名 _____

備考

- 1 用紙の地の色彩は白色とし、文字の色彩は黒色とする。ただし、特に必要がある場合には、記載内容の視認性を損なわない範囲で白色以外の地色又は地紋入りの用紙を用いることができる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格B列6番とする。

別記様式第3号（第4条関係）

（表）

<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">駐車禁止等除外指定車</div> (身体障害者使用車) _____ 使用中 車両番号 _____ 号 その他、この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両 <u>運転者の連絡先等一覧表</u> 別添のとおり 有効期限 年 月 日まで	第 号 年 月 日
香川県公安委員会 印	

（裏）

注意事項

- 1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。
- 2 この標章は、被交付者が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用できません。
- 3 この標章を使用する場合は、運転者の連絡先等一覧表とともに車両の前面の見やすい箇所に掲出してください。
- 4 現場において、警察官等の指示があった場合には、その指示に従ってください。
- 5 この標章を不正に使用した場合には返納を求めることがあります。
- 6 次の場合は、この標章（(2)の場合は発見した標章）を速やかに返納してください。
 - (1) 有効期限が経過したとき。
 - (2) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見したとき。
 - (3) 使用する必要がなくなったとき。

被交付者等
 住所 _____ 氏名 _____

備考

- 1 用紙の地の色彩は白色とし、文字の色彩は黒色とする。ただし、特に必要がある場合には、記載内容の視認性を損なわない範囲で白色以外の地色又は地紋入りの用紙を用いることができる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格B列6番とする。

別記様式第4号（第4条関係）

（表）

駐車禁止等除外指定車 （紫外線要保護者使用車）	第 号 年 月 日
_____ 使用中 _____	
車両番号 _____ 号	
その他、この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両 除外時間 昼間（日出から日没まで）に限る。	
運転者の連絡先等一覧表 別添のとおり	
有効期限 年 月 日まで	
香川県公安委員会 印	

（裏）

注意事項 1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。 2 この標章は、被交付者が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用できません。 3 この標章を使用する場合は、運転者の連絡先等一覧表とともに車両の前面の見やすい箇所に掲出してください。 4 現場において、警察官等の指示があった場合には、その指示に従ってください。 5 この標章を不正に使用した場合には返納を求めることがあります。 6 次の場合は、この標章（2）の場合は発見した標章）を速やかに返納してください。 （1）有効期限が経過したとき。 （2）再交付を受けた後において、亡失した標章を発見したとき。 （3）使用する必要がなくなったとき。 被交付者等 住所 _____ 氏名 _____

備考

- 1 用紙の地の色彩は白色とし、文字の色彩は黒色とする。ただし、特に必要がある場合には、記載内容の視認性を損なわない範囲で白色以外の地色又は地紋入りの用紙を用いることができる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格B列6番とする。

別記様式第4号（第4条関係）

（表）

駐車禁止等除外指定車 （紫外線要保護者使用車）	第 号 年 月 日
_____ 使用中 _____	
車両番号 _____ 号	
その他、この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両 除外時間 昼間（日出から日没まで）に限る。	
運転者の連絡先等一覧表 別添のとおり	
有効期限 年 月 日まで	
香川県公安委員会 印	

（裏）

注意事項 1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。 2 この標章は、被交付者が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用できません。 3 この標章を使用する場合は、運転者の連絡先等一覧表とともに車両の前面の見やすい箇所に掲出してください。 4 現場において、警察官等の指示があった場合には、その指示に従ってください。 5 この標章を不正に使用した場合には返納を求めることがあります。 6 次の場合は、この標章（2）の場合は発見した標章）を速やかに返納してください。 （1）有効期限が経過したとき。 （2）再交付を受けた後において、亡失した標章を発見したとき。 （3）使用する必要がなくなったとき。 被交付者等 住所 _____ 氏名 _____

備考

- 1 用紙の地の色彩は白色とし、文字の色彩は黒色とする。ただし、特に必要がある場合には、記載内容の視認性を損なわない範囲で白色以外の地色又は地紋入りの用紙を用いることができる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格B列6番とする。

別記様式第5号（第4条関係）

標章交付申請書 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</div> 香川県公安委員会 殿 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">住所 申請者 氏名 ㊦</div>			
交付を受けようとする標章の種別	1 通行禁止除外指定車 2 <u>駐車禁止等除外指定車</u>		
車両の種類		番号標に表示されている番号	
除外を必要とする期間	年 月 日から 年 月 日まで		
除外を必要とする区域又は道路の区間			
除外を必要とする理由			
備考			
※ 年 月 日標章第 号を交付した。			

- 備考 1 申請者は、※印欄には記載しないこと。
 2 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
 3 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる
 4 交付を受けようとする標章の種別欄は、該当のものの番号を○で囲むこと。
 5 備考欄は再交付理由及びその他補足事項を記載すること。
 6 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第5号（第4条関係）

標章交付申請書 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</div> 香川県公安委員会 殿 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">住所 申請者 氏名 ㊦</div>			
交付を受けようとする標章の種別	1 通行禁止除外指定車 2 <u>駐車禁止・時間制限駐車区間除外指定車</u>		
車両の種類		番号標に表示されている番号	
除外を必要とする期間	年 月 日から 年 月 日まで		
除外を必要とする区域又は道路の区間			
除外を必要とする理由			
備考			
※ 年 月 日標章第 号を交付した。			

- 備考 1 申請者は、※印欄には記載しないこと。
 2 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
 3 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる
 4 交付を受けようとする標章の種別欄は、該当のものの番号を○で囲むこと。
 5 備考欄は再交付理由及びその他補足事項を記載すること。
 6 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(香川県公安委員会文書規則の一部改正)

第2条 香川県公安委員会文書規則(平成12年香川県公安委員会規則第33号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(文書の記号及び番号)</p> <p>第7条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>ア～ケ 略</p> <p>コ <u>高齢運転者等標章、通行禁止除外指定車標章、駐車禁止等除外指定車標章及び通行制限除外指定車標章</u></p> <p>サ～セ 略</p>	<p>(文書の記号及び番号)</p> <p>第7条 次の各号に掲げる文書には、当該各号に定めるところにより、記号及び番号を付するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 指令、達及び往復文書 記号については、「香公委発」とし、番号については、総務課に備付けの別記様式第11号の文書発送簿により、施行順に従って暦年による一連番号とする。ただし、次に掲げる文書で法令の規定により公印を押すこととされているものについては、警察本部長が定めるところに従い、当該事務の所管課又は警察署に備付けの許可台帳等により、当該種類ごとに記号及び番号又は番号を付することができる。</p> <p>ア～ケ 略</p> <p>コ <u>通行禁止除外指定車標章、駐車禁止・時間制限駐車区間除外指定車標章及び通行制限除外指定車標章</u></p> <p>サ～セ 略</p>

(香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部改正)

第3条 香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則(平成12年香川県公安委員会規則第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表(第2条関係)					別表(第2条関係)				
法令等	条項号	内 容	公安 委員 会	警察 本部 長	法令等	条項号	内 容	公安 委員 会	警察 本部 長
1～29 略					1～29 略				
30 道路交通法(昭和35年法律第105号)	第4条第1項～第45条第1項ただし書 略				30 道路交通法(昭和35年法律第105号)	第4条第1項～第45条第1項ただし書 略			
	第45条第3項	略				第45条第3項	略		

第45条の2第2項	高齢運転者等標章の交付		○
第45条の2第3項	高齢運転者等標章の再交付		○
第45条の2第4項	高齢運転者等標章の返納の受理		○
第49条第1項	略		
第49条第2項	略		
第49条第3項	略		
第49条の2	高齢運転者等専用時間制限駐車区間の指定		○
第49条の5	時間制限駐車区間における駐車 の許可に係る公安委員会の定め	○	
第51条の2第1項～第114条の3 略			

(1) 略			
(2) 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）	第3条	略	
	第3条の2	略	
	第6条の3の3	高齢運転者等標章記載事項変更届の受理	○
	第6条の7第1項	略	
	第6条の7第2項～第38条の4の4第2項 略		
(3)～(12) 略			
(13) 道路交通法施行細則（平成12	第4条第1項第3号力	略	

第49条第1項	略		
第49条第2項	略		
第49条第3項	略		
第49条の2第5項	時間制限駐車区間における駐車 の許可に係る公安委員会の定め	○	
第51条の2第1項～第114条の3 略			

(1) 略			
(2) 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）	第3条	略	
	第3条の2	略	
	第6条の7第1項	略	
	第6条の7第2項～第38条の4の4第2項 略		
(3)～(12) 略			
(13) 道路交通法施行細則（平成12	第4条第1項第3号力	略	

年香川県公安委員会規則第3号)	第4条第1項第4号カ及びキ	駐車禁止等除外指定車の標章の交付		○
	第4条第6項	通行禁止除外指定車又は駐車禁止等除外指定車の標章の再交付		○
	第4条第7項	通行禁止除外指定車又は駐車禁止等除外指定車の標章の有効期間の更新		○
	第4条第11項	通行禁止除外指定車又は駐車禁止等除外指定車の標章の返納の受理		○
	第8条～第113条 略			
(14)・(15) 略				
31～99 略				
備考 略				

年香川県公安委員会規則第3号)	第4条第1項第4号カ及びキ	駐車禁止・時間制限駐車区間除外指定車の標章の交付		○
	第4条第6項	通行禁止除外指定車又は駐車禁止・時間制限駐車区間除外指定車の標章の再交付		○
	第4条第7項	通行禁止除外指定車又は駐車禁止・時間制限駐車区間除外指定車の標章の有効期間の更新		○
	第4条第11項	通行禁止除外指定車又は駐車禁止・時間制限駐車区間除外指定車の標章の返納の受理		○
	第8条～第113条 略			
(14)・(15) 略				
31～99 略				
備考 略				

附 則

- この規則は、平成22年4月19日から施行する。ただし、第1条中道路交通法施行細則別表第1の改正規定は、同月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に交付されている第1条の規定による改正前の道路交通法施行細則別記様式第2号から別記様式第4号までによる標章は、それぞれ改正後の道路交通法施行細則別記様式第2号から別記様式第4号までによる標章とみなす。